

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成21年12月11日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 意見の対象となった届出に係る公告  
平成21年7月22日香川県公告（大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出）
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
マルナカ詫間店 三豊市詫間町詫間字的場6781番2ほか
- 3 法第8条第1項の規定により三豊市から聴取した意見の概要
  - (1) 地域周辺に交通渋滞を招かぬよう誘導指示、交通整理員の適切な配置を行うなど、円滑な交通の確保に努めること。
  - (2) 騒音など周辺環境に対して十分な配慮を行うよう努めること。
- 4 法第8条第2項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要  
該当なし
- 5 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び三豊市建設経済部商工観光課
縦覧期間	平成21年12月11日（金曜日）から平成22年1月12日（火曜日）まで